

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(納税申告等に係る事前教示)</p> <p>7—17 法第 7 条第 3 項((申告))の規定による教示は、原則として、文書により照会（同項の規定により教示を求めるることをいう。以下この項、7—18 から 7—19 の 3 まで及び 7—22 において同じ。）を受け、文書で回答（照会に対して教示を行うことをいう。以下この項、7—18 から 7—19 の 3 まで及び 7—22 において同じ。）することにより行うこととする。これによらず、口頭により照会があった場合には、口頭で回答することとする。<u>また、インターネットにより関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無（以下この項、7—18 から 7—19—2 までにおいて「関税率表適用上の所属区分等」という。）又は原産地に関する照会があった場合には、後記 7—19—2 に従い、回答するものとする。ただし、口頭又は電子メールによる回答は、次のように、輸入申告時等における取扱いが文書による場合と異なることに留意する。</u></p> <p>(1) 文書による回答は、一定条件の下で、輸入申告の際、回答書に記載された内容（内国消費税及び地方消費税（以下この項、<u>7—18 から 7—19—2 までにおいて「内国消費税等」という。）の適用区分及び税率並びに法第 70 条((証明又は確認))に規定する他の法令（以下この項、<u>7—18 から 7—19—2 までにおいて「他法令」という。）の適用の有無を除く。）について尊重される取扱いが行われるものであるのに対し、口頭<u>又は電子メール</u>による回答については、このような取扱いが行われるものではないこと。</u></u></p> <p>(2) 文書による回答は、照会者が再検討を希望する場合は、意見の申出を</p>	<p>第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(納税申告等に係る事前教示)</p> <p>7—17 法第 7 条第 3 項((申告))の規定による教示は、原則として、文書により照会（同項の規定により教示を求めるることをいう。以下この項、7—18 から 7—19 の 3 まで及び 7—22 において同じ。）を受け、文書で回答（照会に対して教示を行うことをいう。以下この項、7—18 から 7—19 の 3 まで及び 7—22 において同じ。）することにより行うこととする。これによらず、口頭により照会があった場合には、口頭で回答することとする<u>が、</u>次のように、輸入申告時等における取扱いが文書による場合と異なることに留意する。</p> <p>(1) 文書による回答は、一定条件の下で、輸入申告の際、回答書に記載された内容（内国消費税及び地方消費税（以下この項、<u>7—18 及び 7—19 において「内国消費税等」という。）の適用区分及び税率並びに法第 70 条((証明又は確認))に規定する他の法令（以下この項、<u>7—18 及び 7—19 において「他法令」という。）の適用の有無を除く。）について尊重される取扱いが行われるものであるのに対し、口頭による回答については、このような取扱いが行われるものではないこと。</u></u></p> <p>(2) 文書による回答は、照会者が再検討を希望する場合は、意見の申出を</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>行うことが可能であるが、口頭又は電子メールによる回答は、意見の申出を行うことができないこと。</p> <p>なお、具体的な手続等に関しては、<u>関税率表適用上の所属区分等並びに原産地に係るもの</u>については後記7—18（事前照会に対する文書回答の手続等）、7—19—1（事前照会に対する口頭回答の手続等）及び7—19—2（インターネットによる事前照会に対する回答の手続等）により、関税評価に係るものについては後記7—19の2（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）及び7—19の3（関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）によるものとする。</p>	<p>行うことが可能であるが、口頭による回答は、意見の申出を行うことができないこと。</p> <p>なお、具体的な手續等に関しては、<u>関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無</u>（以下この項、7—18及び7—19において「<u>関税率表適用上の所属区分等</u>」という。）<u>並びに原産地に係るもの</u>については後記7—18（事前照会に対する文書回答の手續等）及び7—19（事前照会に対する口頭回答の手續等）により、関税評価に係るものについては後記7—19の2（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手續等）及び7—19の3（関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手續等）によるものとする。</p>
<p>（事前照会に対する文書回答の手續等）</p> <p>7—18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手續等については次による。<u>ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7—19—2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</u></p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受理 イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 受理時の形式審査事務 照会書の提出があった税關の受付担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、次のとおり形式審査事務を行うものとする。また、署所に提出があった場合には、照会応答担当者は、必要に応じて検討部門（関税率表適用上の所属区分等に関する照会については首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税關にあっては関税</p>	<p>（事前照会に対する文書回答の手續等）</p> <p>7—18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手續等については次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受理 イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 受理時の形式審査事務 照会書の提出があった税關の受付担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、次のとおり形式審査事務を行うものとする。また、署所に提出があった場合には、照会応答担当者は、必要に応じて検討部門（関税率表適用上の所属区分等に関する照会については首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税關にあっては関税</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>鑑査官。以下この項、<u>7—19—1</u>、<u>7—19—2</u> 及び <u>7—22</u> において「首席関税鑑査官等」という。) を、原産地に関する照会については原産地調査官をいう。以下この項において同じ。) と協議の上、この事務を行うものとする。</p> <p>(イ)～(ハ) (省略)</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(4)～(9) (省略)</p> <p>(事前照会に対する口頭回答の手続等)</p> <p><u>7—19—1</u> 口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) その他</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ (削除)</p> <p>(インターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</p> <p><u>7—19—2</u> インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1) 照会者</p> <p>照会は、輸入しようとする貨物の輸入者、輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人が行うもの</p>	<p>鑑査官。以下この項、<u>7—19</u> 及び <u>7—22</u> において「首席関税鑑査官等」という。) を、原産地に関する照会については原産地調査官をいう。以下この項において同じ。) と協議の上、この事務を行うものとする。</p> <p>(イ)～(ハ) (同左)</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(4)～(9) (同左)</p> <p>(事前照会に対する口頭回答の手続等)</p> <p><u>7—19</u> 口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) その他</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ インターネットによる照会及び回答の手続等については、この項の規定を準用する。なお、回答を行う際には、上記(3)のニの(イ)から(ハ)までの注意事項を必ず記載するものとする。</p> <p>(インターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</p> <p><u>7—19—2</u> (新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>とする。</p> <p>(2) 対象となる照会の範囲 <u>関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、前記7—19—1の(2)のイからハまでの要件のすべてを満たす照会を、下記(3)から(5)までの手続の対象とするものとする。</u></p> <p>(3) 受付 イ 照会の受付窓口 <u>照会は、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地が判明している場合には、原則として当該輸入予定地を管轄する税關の首席関税鑑査官等又は原産地調査官において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を管轄する税關の首席関税鑑査官等又は原産地調査官において受け付けるものとする。</u></p> <p>ロ 照会の方法 <u>インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税關の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</u></p> <p>(イ) 照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、連絡先電子メールアドレス及び輸入者、輸出者若しくは利害関係者又はこれらの代理人の別</p> <p>(ロ) 照会に係る貨物の説明及び照会者の意見</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定期限及び輸入予定官署</p> <p>(ニ) その他参考となる資料の有無 <u>ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書」（C—1000—13）又は「インターネットによる事前教示に関する照会</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>書（原産地照会用）」（C—1000—16）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、押印又は署名の上、これらを画像情報とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>(注1) 一の照会につき一品目の事前教示とする（セット物品を除く。）。</p> <p>(注2) 関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等の事項又は原産地を認定するために必要があると認められる関係する国における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に記載するものとする。</p> <p>(注3) 照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記7—18の(5)のロの(イ)から(亥)までのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載するものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注4) 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、照会書と割印した、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を画像情報として照会書に添付するものとする。</p> <p>(4) 照会に対する回答等 インターネットによる事前照会に対する回答等は、切替えを行うことを照会者が希望する場合を除き、照会者に対して、当該照会の照会者連絡先電子メールアドレスに送信すること等により行う。なお、関税率表</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>適用上の所属区分等又は原産地を決定するために追加的な資料の提出を要する場合であって、当該資料が、写真又は図面等であり、電子メールにより送信することが適当でない等の理由により、適切な回答を行うために、文書による事前教示を行うことが適當と判断される場合には、その旨及び理由を照会者連絡先電子メールアドレスに送信する。その他の手続等については、前記7-19-1の(3)及び(4)の規定を準用する。なお、電子メールにより回答を行う際には、関税率表適用上の所属区分等に関する照会については前記7-19-1の(3)のニの(イ)から(ハ)までの、原産地に関する照会については前記7-19-1の(3)のニの(イ)及び(ハ)の注意事項を必ず連絡するものとする。</u></p> <p><u>上記の切替えを行うことを照会者が希望する場合は、下記(5)による。</u></p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p> <p>イ 切替えを希望する旨が記載された照会書による照会については、照会者が切替えを希望しているものとして取り扱う。</p> <p>ロ 上記イの照会のうち、具体的な貨物に係る照会であり、見本及び追加的な資料の提出並びに追加的な説明を要することなく、関税定率法別表及び輸入統計品目表の一の細分又は一の原産地について、文書で回答することができる場合に限り、切替えを行うことができる。</p> <p>なお、首席関税鑑査官等又は原産地調査官は、切替えを行う対象に該当するかどうかについて、必要に応じて総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と協議するものとし、切替えの適切な運営の確保に努めるものとする。受付税關は、切替えの可否について可及的速やかに決定し、照会者に連絡することとする。</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ) 切替えを行うときは、「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）」（C</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>—1000—14) 又は「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）（原産地回答用）」（C—1000—17）を作成し、これらを画像情報として電子メールにより送付することにより、切替えを行った旨を照会者に対して連絡する。</p> <p>(ロ) 切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る手續に従うものとし、前記7—18の(4)から(9)までの規定による。なお、前記7—18の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税関」とあるのは「受付税関」と、前記7—18の(4)のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記7—18の(6)のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。ただし、照会者が、署所で回答書の交付を希望する場合は、照会者が希望する税関官署（受付税関以外の税關が管轄する税關官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、回答書の交付又は送達を行う際には、回答書の写しを画像情報として添付した電子メールにより、回答書を発出する旨を照会者に連絡するものとする。</p> <p>ニ 切替えを行わない場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ) 「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（電子メールによる事前照会回答書兼用）」（C—1000—15）又は「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（インターネット事前照会回答書兼用）（原産地回答用）」（C—1000—18）を作成し、これらを画像情報として電子メールにより送付することにより、切替えを行うことができない旨及び当該照会に対する回答の内容を照会者に対して連絡する。</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ロ) <u>その他の具体的な手続等については、前記7—19—1の(3)及び(4)の規定を準用する。なお、回答を行う際には、関税率表適用上の所属区分等に関する照会については前記7—19—1の(3)の二の(イ)から(ハ)までの、原産地に関する照会については前記7—19—1の(3)の二の(イ)及び(ハ)の注意事項を必ず当該通知書に記載するものとする。</u></p> <p>(関税率表及び原産地の統一的適用)</p> <p>7—22 関税率表及び原産地の統一的適用に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 事前教示に係る関税率表の統一的適用</p> <p>事前教示に係る関税率表及び原産地の統一的適用については、前記<u>7—18</u>から<u>7—19—2</u>までによる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 通関</p> <p style="text-align: center;">第3節 一般輸入通關</p> <p>(事前検査)</p> <p>67—3—9 次の(1)に掲げる場合に該当するときは、便宜(2)及び(3)の要領により輸入申告の前に検査を行うことができるものとする（以下この項及び次項においてこの検査を「事前検査」という。）。</p> <p>(1) 前記<u>7—19—1</u>（事前照会に対する口頭回答の手続等）の(3)のロに該当する場合</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>(関税率表及び原産地の統一的適用)</p> <p>7—22 関税率表及び原産地の統一的適用に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 事前教示に係る関税率表の統一的適用</p> <p>事前教示に係る関税率表及び原産地の統一的適用については、前記<u>7—18</u>及び<u>7—19</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 通關</p> <p style="text-align: center;">第3節 一般輸入通關</p> <p>(事前検査)</p> <p>67—3—9 次の(1)に掲げる場合に該当するときは、便宜(2)及び(3)の要領により輸入申告の前に検査を行うことができるものとする（以下この項及び次項においてこの検査を「事前検査」という。）。</p> <p>(1) 前記<u>7—19</u>（事前照会に対する口頭回答の手續等）の(3)のロに該当する場合</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前